

# フリーランス法に伴う新たな契約方法の見直しについて

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)が令和6年11月1日施行されました。

これに伴い、フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員が、安心・安全に就業できる環境を整備するため、**令和8年度より厚生労働省から示されている契約方法へ見直し**を行います。

## ●フリーランス法について

フリーランスの方の就業環境の整備や、フリーランスの方と発注事業者間の取引の適正化により、フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることが目的とされています。フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人を指します。シルバー人材センターの会員として請負・委任の仕事をしている人もフリーランスに該当します。

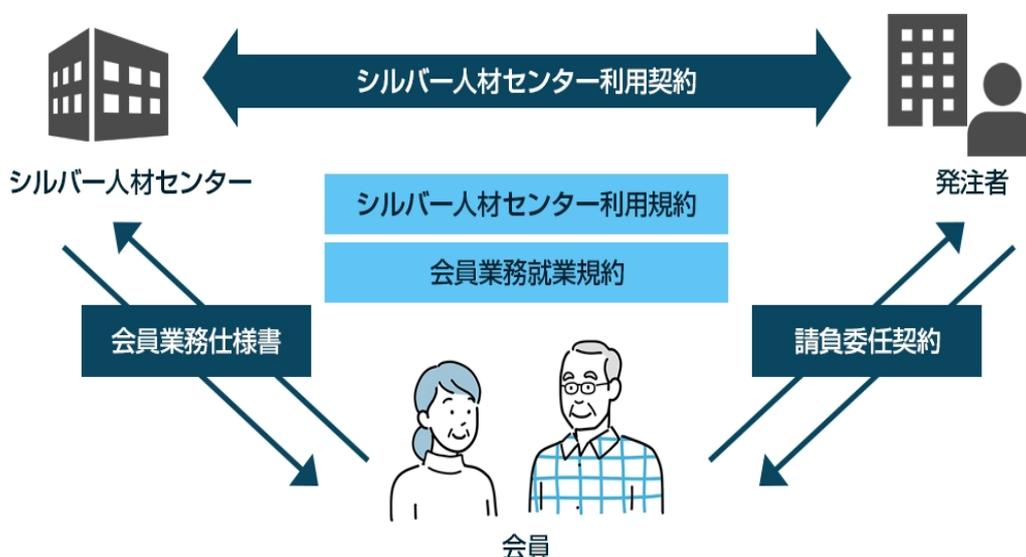
フリーランス法上で、会員は「特定受託事業者」に、センターは「特定業務委託事業者」にあたります。

## ●新しい契約関係(三者間の包括契約)

発注者は、「**センター利用規約**」と「**会員業務就業規約**」に同意(※1)の上、センターと利用契約を結びます。(※1.ホームページ上で確認することで同意とします)

「**センター利用規約**」は、発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール、「**会員業務就業規約**」は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール、「**利用契約**」は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター業務委託料や、業務内容、会員業務委託料などを定めた契約です。

センターは、利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件明示をします。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間には請負委任契約関係や生じます。これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。



## ●消費税の変更点

シルバー人材センターの消費税の取り扱いが変わります。

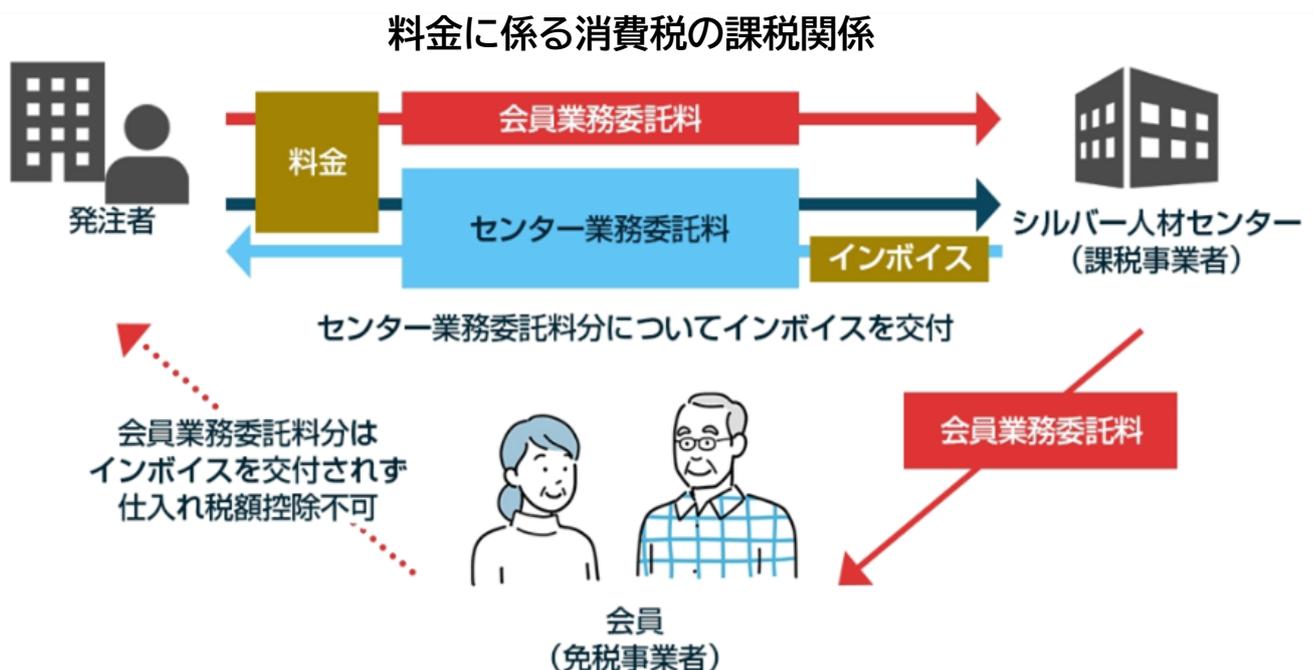
発注者が支払う料金は、会員が受け取る「**会員業務委託料**」とセンターが受け取る「**センター業務委託料**」の2種類です。

このうち会員業務委託料は、センター経由で会員が受け取ります。

会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者にあたり、インボイス(適格請求書)を交付できません。したがって、会員業務委託料に含まれる消費税については、消費税の仕入れ税額控除が適用されないこととなり、結果として、発注者にインボイス(適格請求書)を交付できるのは、**センター業務委託料のみ**となります。

センターが作成する請求書には、以下のような内訳が記載されます。

- 適格請求書 : **センター業務委託料** (従来の事務費)
- 非適格請求書 : **会員業務委託料** (従来の配分金)



- 会員業務委託料は、仕入税額控除の経過措置期間があります。

### 〈インボイス制度の経過措置〉

- 令和 5年 10月～ 仕入税額控除 80% (2割納付)
- 令和 8年 10月～ 仕入税額控除 70% (3割納付)
- 令和 10年 10月～ 仕入税額控除 50% (5割納付)
- 令和 12年 10月～ 仕入税額控除 30% (7割納付)
- 令和 13年 10月～ 全額控除不可